

# おきぎんJカップ

## OFA第41回沖縄県ジュニアサッカー(U-12)大会

### [ 宜野湾地区大会要項 ]

- 1 主旨 本大会は、青少年のスポーツ環境作りと健全育成を基盤にサッカー競技力の向上と技術向上を目的とするものである。
- 2 大会期日 地区大会  
2019年1月5日(土)/6日(日)/12日(土)/14日(成人の日) 予備日19日(土)  
県大会  
2019年1月26日(土)/27日(日)/2月2日(土)
- 3 大会会場 地区大会(宜野湾市海浜公園多目的広場A/Bコート)  
県大会(未定)
- 4 参加資格 ・(一社)沖縄県サッカー協会本年度第4種に登録されたチーム及び選手(U-12)であること。  
・選手はスポーツ安全保険に必ず加入していること。
- 5 競技規則 (1)2018年度(公財)日本サッカー協会の「8人制サッカー競技規則」によるが、細則についてはジュニア委員会決定の内容による。  
(2)チーム構成は監督1名、コーチ2名、選手20名以内とし、交代は12名までの「自由な交代(ただしGKはアウトオブプレー時、主審の許可を得る)」を採用する。  
(3)フィールドは縦60~68m、横40~50mとし、少年用ゴール又は簡易ゴールを採用する。  
※但し、フィールドサイズは68m×50mの大きさを推奨する。  
ペナルティエリア:ゴールライン上、ゴールポスト内側よりタッチライン方向へ12m、その地点からゴールラインに直角12m。  
ゴールエリア:ゴールライン上、ゴールポスト内側よりタッチライン方向へ4m、その地点からゴールラインに直角4m。  
センターサークル:半径7m。ペナルティマーク:8m。ペナルティアーク:半径7m。
- 6 試合方法 (1)地区代表枠は、『 』チームとする。  
(2)9チーム参加、総当たり1回戦とする。  
(3)試合時間は、予選及び順位決定戦共に20分-5分-20分とする。  
(4)総当たりの順位は、総勝点・得失点差・総得点・当該チーム同士の勝敗・抽選の順で決定し、勝点は、勝ち=3点/引き分け=1点/負け=0点とする。  
(5)キックオフから直接相手ゴールに入った場合、得点は認められず、相手にゴールキックが与えられる。  
(6)すべての選手の交代はハーフウェーライン付近の交代ゾーンからの自由な交代とする。但し、GKの交代手続きはアウトオブプレー時に主審の許可を得ること。  
(7)競技者がGKを含め5人以下となった場合、そのチームは0-5の負けとする。但し、その時点の得点差が5点以上あればその点差とする。
- 7 懲罰規定 (1)次の選手は、次試合を出場停止とする。  
・同一試合で警告を2度受けた選手及び退場処分を受けた選手  
・本大会累積警告が2枚の選手  
(2)レッドカードでの退場選手に関して、悪質な違反の場合は大会規律フェアプレー委員会と宜野湾市サッカー協会ジュニア委員会にて裁定する。  
(3)前項(2)以外の事項の場合においても、大会規律フェアプレー委員会と宜野湾市サッカー協会ジュニア委員会にて裁定する。  
※大会規律フェアプレー委員会  
・ジュニア委員長、ジュニア副委員長、会場運営主任、ジュニア審判長  
※大会規律委員会 ・宜野湾市各チーム代表者
- 8 表彰 優勝、準優勝、3位チームを表彰する。

- 9 審判 審判は帯同審判制(4人制)を採用し、指導者は大会運営の協力を義務付ける。  
帯同審判を配置できない場合は、地区委員にて裁定する  
※審判証を持参すること。(写真貼付け。電子証も可)
- 10 選手登録 移籍及び追加登録については、地区予選前日までに登録手続きの完了した者の参加を認める。  
不正が発覚した場合は以後の試合、中央大会への参加を認めない。  
※大会初日に登録票と選手証(写真貼付け・一覧表可・紙媒体)を大会本部に提出  
本大会へ参加する選手は、(財)日本サッカー協会の発行した選手登録証のコピーを持参  
する事。不携帯の選手は、当該試合への出場を認めない。また、移籍・追加登録に  
ついては、申請書類一式を提示すること。
- 11 参加料 『¥5,000』を宜野湾市サッカー協会ジュニア地区口座に12月28日(金)までに振込。  
振込先 沖縄銀行 我如古支店 店番(307) 口座(1676805)  
宜野湾市サッカー協会ジュニア代表 與座 学  
※振込み手数料は各チーム負担
- 12 その他 (1)使用する設備・備品を大切にし、所定の場所以外では、ボールを蹴らないこと。  
(2)万一、施設に損害を与えた場合は、大会本部&会場責任者に速やかに報告する  
とともに即日復旧を当該チームの責任で行うこと。  
(3)会場内は禁煙とする。  
(4)その他、本大会における諸々の事案については、中央委員にて協議し決定する  
ものとする。